

(その136) 後見契約が親族のトラブルを避ける(2017.1)

川崎市在住のAさん(60代)は、県外の病院に長期入院している独身のお兄さん(70代)の遠距離介護をしています。お兄さんには持ち家の他に株や預貯金等の財産があり、ご両親が既に他界しているので、お兄さんが亡くなった後に相続人になるのは兄弟姉妹と一部その子たちです。

姪より言いがかり

遠方から献身的にお兄さんの介護に通い、留守宅の修繕や郵便物等の管理しているAさんに対し、相続人の一人である姪(60代)が「Aはおじさんのお金を使い込んでいる」と言いがかりをつけ始めました。Aさんは会計に関しては素人ですから帳簿のつけ方は完璧とはいえませんが、それは不正をしているのとは違います。

Aさんから詳しく事情を伺うと、姪はAさんをおとしめ、自分がお兄さんの財産を管理する立場につきたい意図が垣間見えます。

Aさんにはお兄さんと公正証書できちんと任意後見契約を結び、後見人としての立場を明確にした上で、お兄さんの財産管理をするよう勧めました。

判断能力がある間に契約を

しかし認知症などの症状で判断能力が十分ではない場合、任意後見契約はできず家庭裁判所が選んだ法定後見人と契約することになってしまいます。

難病に罹患しているお兄さんの判断能力はギリギリのところでしたが、どうにかAさんを後見人にして任意後見契約できました。

これでAさんは正々堂々とお兄さんの後見人を名乗り、姪の言いがかりを突っぱねてお兄さんのお世話ができます。その上でAさんには簡単でわかりやすい金銭出納帳簿の付け方をお教えしました。

介護をする人が他の親族と相続をめぐる不毛な争いを避けるには、後見契約公正証書を作成しておくことをお勧めします。